

# 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

#### ア 相談支援従事者研修

相談支援専門員の養成により、地域における障害者相談支援体制の充実を図ることを目的とし、相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修を実施する。

#### イ 主任相談支援専門員研修

地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を養成することを目的し、主任相談支援専門員養成研修を実施する。

#### ウ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

障害福祉サービス事業所又は障害児通所・入所支援施設において、個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス・支援提供プロセス全般に関する責任を担うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を目的とし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修を実施する。

#### エ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者専門別研修

サービス特有の専門的な内容や障害特性等について、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として必要な知識と技術並びに意思決定支援の手法を習得し、支援の質を向上することを目的とし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者専門別研修を実施する。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### (4) 予算額

12,622千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）提出期限

令和3年3月16日（火）午後5時

### (2) 仕様書等に対する質問書（様式2）提出期限

令和3年3月18日（木）午後5時

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和3年3月19日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局障害者支援課

#### イ 提案書提出期限

令和3年3月23日（火）午後5時

## ウ その他

(7) 提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

(4) 提案書を取り下げの場合は、取下願（様式 4）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下願（様式 4）を提出するものとする。

また、取下願の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

## (5) プレゼンテーション及びヒアリング

### ア 開催方法

リモートによる開催とする。

### イ 開催日時

令和 3 年 3 月 24 日（水）午前 10 時から

## ウ その他

(7) 1 社からのみ提案書が提出された場合は、この手続きは行わず書面審査とする。

(4) この手続きを行わない場合、3 月 23 日（火）までに通知する。

(ウ) プレゼンテーションの時間は 1 社あたり 20 分とする。

(E) プレゼンテーションは、提出した提案書（副本）を用いて行うこと。別資料の投影等を行うことはできない。

## (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）

(4) 会社概要説明書（様式 3）

(ウ) 登記事項証明書（受付日前 3 か月以内に発行されたものの写し）

(E) 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参または郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者または特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

## (7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式 2）によって、電子メールで提出すること。

《送付先アドレス》fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和 3 年度広島県相談支援従事者研修等実施事業業務委託に関する質問」とし、送信後、提出先（広島県健康福祉局障害者支援課）へ電話によって着信の確認を行うこと。

電話：(082) 513-3155（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

ウ 仕様書等の交付を受けた場合は、提案書の提出時に返却すること。ただし、公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から5日以内に返却すること。

**(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について**

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局障害者支援課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和3年3月26日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和3年3月29日（月）までに、書面により行う。

**(9) 支払条件**

前期分を業務開始当初に概算払し、後期分は業務完了後に精算する。

**(10) 手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限る。

**(11) 参加者の負担について**

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

**(12) 虚偽の記載について**

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

**(13) 提出された提案書について**

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

**3 契約事項**

**(1) 公募型プロポーザルに関する要領**

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

**(2) 契約の締結**

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

**(3) 契約事項に関する規則**

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

**(4) 契約保証金**

公告に定めるとおり。

**(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約**

適用なし。

#### 4 添付書類

- (1) 公告
- (2) 委託仕様書
- (3) 委託契約書（案）
- (4) 提案書作成要領
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1), 仕様書等に対する質問書(様式2), 会社概要説明書(様式3), 取下願(様式4)

**【問い合わせ先】**

広島県健康福祉局障害者支援課

電話 (082) 513-3155 (ダイヤルイン)